



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

俊徳町5丁目

A. 俊徳町4丁目

請求部	所在	東大阪市俊徳町五丁目		地番	35番20		
出力尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	その他
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成26年2月18日  
大阪法務局東大阪支局  
登記官

申請番号：26-1  
(1/1)

(7枚目)

公用